

豊田工業大学 学術コンサルティング取扱規定

(規程 第 186 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規定は、豊田工業大学（以下「本学」という。）の職員が、その教育、研究及び技術上の専門知識に基づき、本学以外の者の業務又は活動に対し指導及び助言（以下「学術コンサルティング」という。）を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学術コンサルティング」とは、本学の職員が本学以外の者（以下「委託者」という。）からの委託をうけて、その専門的知識に基づき指導及び助言を行い、もって委託者の業務又は活動を支援するものをいう。
- (2) 「学術コンサルタント」とは、本学の職員のうち、学術コンサルティングに従事する者をいう。
- (3) 「学術コンサルティング約款」とは、本学と委託者との間の契約関係を定めたものをいう。

第 2 章 受入れの原則及び手続

(受入れの原則)

第 3 条 学術コンサルティングの受入れは、次の各号を原則とする。

- (1) 本学の職員の職務と同一のもの、又は職務関連の知見を活用するものと認められ、かつ、職員の職務に支障がないこと。
- (2) 委託者から本学への研究委託、又はそれに類する行為と誤認されるおそれがないこと。
- (3) 外国為替及び外国貿易法その他関連法令（安全保障輸出管理を含む）を遵守できること。

(申込み)

第 4 条 学術コンサルティングの申込みは、委託者より学長宛に、所定の事項を記載した申込書を提出することにより行うものとする。この際、委託者は、本規定及び学術コンサルティング約款の全条項に同意するものとする。ただし、委託者からの希望がある場合は、約款によらず個別契約を締結することを求めることができる。

(審査及び決定)

第 5 条 前条の申込書を受理したときは、研究推進・产学連携委員会（以下「委員会」という）の議を経て、受入れの可否を決定する。

(契約の成立)

- 第6条 受入れを決定したときは、委託者にこれを通知するものとする。
- 2 約款を適用する場合にあっては、学術コンサルティング契約は、前項の通知に記載された日をもって、学術コンサルティング約款の定めにしたがい成立するものとする。
 - 3 個別契約を締結する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、本学と委託者の両者が契約書に記名押印した日をもって、契約が成立するものとする。

第3章 費用及び実施

(学術コンサルティング料)

- 第7条 学術コンサルティング料は、学術コンサルティングの実施に必要な指導料、必要経費及び一般管理費により構成されるものとする。
- 2 一般管理費は、前項の学術コンサルティング料の15%に相当する額とする。
 - 3 学術コンサルティング料の使途については、学術コンサルティングに伴う経費及び学術コンサルタントの研究領域全般の活動に資する経費として使用でき、購入物品等の所有権は本学に帰属するものとする。

(費用の納付)

- 第8条 委託者は、学術コンサルティング料を所定の期日までに納付しなければならない。
- 2 本学は、納付された学術コンサルティング料を原則として委託者に返還しない。

(中止又は期間の変更)

- 第9条 本学は、天災その他やむを得ない事由があるときは、委託者と協議の上、学術コンサルティングを中止し、又はその実施期間を変更することができる。この場合において、本学は、委託者に対しその責めを負わないものとする。

第4章 成果の取扱い

(知的財産権の取扱い)

- 第10条 学術コンサルティングの結果生じた知的財産権の帰属及び取扱い等については、第6条に基づき成立した契約の定めるところによる。
- 2 学術コンサルタントは、学術コンサルティングの実施により知的財産権が発生した場合は、直ちに学長に報告しなければならない。

(非保証及び免責)

- 第11条 本学は、学術コンサルティングの内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしない。また、委託者に損害が発生した場合においても、当該損害についての一切の責任を負わない。

(秘密の保持)

- 第12条 学術コンサルティングの実施により知り得た秘密情報の取扱いについては、第6条に基づき成立した契約の定めるところによる。
- 2 学術コンサルタントは、本学を退職した後においても、本学が定める秘密保持義務を負担する。

務を負うものとする。

(成果の公表)

第13条 学術コンサルティングによる成果は、公表の時期、方法等について委託者と協議の上、公表することができる。

第5章 雜則

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、委員会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規定は、令和7年11月24日から施行する。

制 定 令和7年11月24日